解散公告

当社は、平成二十二年二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十一日

京都市下京区川端町九番地の二

有限会社協同工業

清算人　上田リキ子

解散公告

当社は、平成二十二年二月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十一日

大阪市中央区備後町三丁目四番九号

株式会社五星阿彌

代表清算人　古川　泰造

解散公告

当社は、平成二十二年二月二十四日開催の株主総会の決議により、平成二十二年二月二十八日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十一日

大阪市旭区千林二丁目一一番八―一〇五号

有限会社サロン・ド・ガヤ企画

清算人　谷村　秀男

解散公告

当社は、平成二十二年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十一日

兵庫県西宮市北名次町一一番二五号サムアップ内

株式会社コンフォート

代表清算人　西垣　靖久

解散公告

当社は、平成二十一年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十一日

広島県尾道市因島中庄町一九八五番地四

有限会社オオハシ

清算人　大橋　靖三

解散公告

当社は、平成二十一年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十一日

福岡市東区多の津四丁目七番一八号

ヴォイス株式会社

代表清算人　鶴丸　英雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十一日

東京都中央区日本橋室町四丁目三番一五号

特定非営利活動法人世界華商大会・中華年組織委員会

清算人　早川　泰雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年九月十一日開催の社員総会の決議により平成二十一年十月九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十一日

東京都杉並区西荻北三―五―五　ベル・サラン西荻北五〇二

特定非営利活動法人健康支援ネットワーク

清算人　飯澤　教雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十一日

静岡県静岡市清水区銀座九番一一号

特定非営利活動法人清見潟セミナー

代表清算人　庄司　勲

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月四日長崎地方裁判所佐世保支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十一日

長崎県佐世保市鵜渡越町四九〇番地

稲荷山最上堂

清算人　大林　裕一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十一日

愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市四七〇番地

特定非営利活動法人愛媛シルバーサポートセンター

清算人　松井　功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市岡一〇三八番地、最後の住所栃木県宇都宮市戸祭一丁目一二番一一号

被相続人　亡　瀧沢　澄江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十一日

栃木県宇都宮市清住三丁目五番三号　白井裕己法律事務所

相続財産管理人　茅島　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市宮の内四丁目二〇七番地二、最後の住所栃木県真岡市長田二五〇〇番地一二

被相続人　亡　瀧田　幸惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十一日

栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽三一六四番地二、事務所栃木県芳賀郡市貝町大字上根六七〇番地一

相続財産管理人　司法書士　小林　久人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県津島市牧野町字浪寄二九番地一、最後の住所５０８　Ｅ　ＷｉＬＬｏｗ　ＳＴ　Ｌｏｎｇ　Ｂｅａｃｈ　ＣＡ　９０８０６　Ｕ・Ｓ・Ａ

被相続人　亡　山内　哲法

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十一日

事務所栃木県小山市花垣町二丁目一〇番一号

相続財産管理人　小峰　親良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野六二三番地四五、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　會田　昌夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十一日

埼玉県草加市住吉一―五―二四住吉佐藤ビル三階篠崎・金井法律事務所

相続財産管理人　金井　明